

入札のご案内

令和4年度 立木 第2回 資格付一般競争入札

令和4年11月25日(金)施行
日光森林管理署 二階会議室

入札開始 10時00分

入札締切 10時10分

国民の森林 国有林

本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木です。

〒321-1274

栃木県日光市土沢1473-1

日光森林管理署

TEL:0288-22-1069

FAX:0288-22-1072

公 売 公 告

令和4年10月27日
分任契約担当官
日光森林管理署長 徳川 浩一

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和4年11月25日(金)

入札開始 10時00分

入札締切 10時10分

なお、入札参加者は、入札開始前までに受付にて、5の入札参加の資格と、代理人入札を行う者は、9（ア）委任状の提出し資格等の確認を受けること。

また、入札締切時刻前でも、入札参加者の入札完了時をもって入札締切とし即時開札を行う。

2 入札及び開札の場所

日光森林管理署 二階会議室

3 郵便入札

認めます。

(1) 送付場所 〒321-1274

栃木県日光市土沢1473-1

日光森林管理署 総務グループ

(2) 到着期限 令和4年11月24日(木) 17時必着

*上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

(3) その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に売払番号を記入し入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と朱書し、書留等配達記録が確認出来るもので送付して下さい。

4 入札物件

(1) 次の事項については、別添「立木公売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 伐採種（皆伐・間伐）

エ 樹種（林齢）・数量（本数・材積）・収穫面積

物件毎の詳細については、別添「樹種別直径等明細書」をご覧ください。

オ 搬出期間

カ その他（分収造林・分収育林・官行造林の区分 法令制限等）

(2) 搬出条件等については、特約事項をご覧ください。

(3) 上記情報については日光森林管理署又は日光森林管理署ホームページ「林産物の売払情報」(<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/nikkou/koubai/kouoku1.html>)にて閲覧できます。

ただし、現物閲覧については、現地案内日程表のとおり行うので注意願います。

5 入札参加者の資格

令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けている者に限ります。
但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。
- (3) 関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

なお、林産物の売払いに係る資格確認の交付については、関東森林管理局ホームページ
(<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/rinsanbutu-koji20191031.html>)
「国有林野事業における林産物の売払に係る競争参加資格審査の申請について」を御覧ください。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。
なお、この場合は競争参加資格の取り消し又は、付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

- (1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。
- (2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

イ 入札書

「入札書」（別紙2）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに、代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

(2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札（入札開始宣言前に確認を受けること）
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札（入札開始宣言前に提出して確認を受けること）
- ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札
- エ 記名を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札

- ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
- ケ 入札締切宣言後に入札した入札
- コ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙3）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

- ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。
- イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

10 契約の成立及び締結期限

- (1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。
- (2) 契約の締結期限は令和4年11月30日(水)までとします。
- (3) 契約書については、売買契約書（案）に必要事項を記入し、特約事項（特記仕様書・様式1・様式2を含む）と立木公売物件明細書、樹種別直径明細書、売払物件位置図を添付して作成する。なお、契約書の記載内容を確認したい場合は署の担当に問い合わせること。

11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

12 代金の延納

- (1) 1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより認めます。（年利0.59%）
延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。
延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷365日
ただし、分取林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。
- (2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。
- (3) 延納期限は、1,000m³未満は6ヶ月以内、1,000m³以上は10ヶ月以内とします。

13 物件の引渡

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。
- (2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を日光森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。
- (3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を日光森林管理署長に提出して下さい。

- 1 4 入札関係規程等の閲覧場所（国有林野事業林産物売買契約約款、国有林野の産物売払規程、関東森林管理局署等競争契約入札心得（各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書））
日光森林管理署又は関東森林管理局のホームページ「林産物の売払情報」にて閲覧できます。
日光署ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報>林産物の購入に関する留意事項等
(<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/nikkou/koubai/koukoku1.html>)
- 1 5 その他留意事項
- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3）に同意したものとします。
 - (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
 - (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。
- 1 6 お問い合わせ
- 不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。
- 〈問合せ先〉
- 日光森林管理署 業務グループ（経営担当）
- 電話番号 0288-22-1069
- FAX番号 0288-22-1072

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

委任状

代理人氏名 _____

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 件 名 令和4年度 立木 第2回

3 入札に関する一切の件

_____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____
責任者等連絡先 _____

分任契約担当官

日光森林管理署長 殿

- ※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項を記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。
- ※ 印鑑省略の際は、責任者等連絡先を記載すること。

第 番札

入 札 書

売払番号 令和4年度 立木 第2回 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

年 月 日

分任契約担当官

日光森林管理署長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏 名

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名押印」を行うこと。
- 3 印鑑省略の際は、責任者等連絡先を記載すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、関東森林管理局の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

契約番号

立木販売

売 買 契 約 書 (案)

売買物件の 所在場所					面積 (h a)
売買物件の 種類及び数量	区 分	樹 種	本数 (本)	材積 (m3)	
	立 木				
	内 訳				
売買代金	売 買 代 金		円		
	うち消費税抜代金		円		
契約保証金	免除		円		
売買代金の分収額	官収分	分 収 額	円		
		うち消費税抜代金	円		
官行造林立木竹	民収分	分 収 額	円		
		うち消費税抜代金	円		
分収造林立木竹	分収権者				
分収育林立木竹					

売 買 代 金 納 付 の 方 法	延 納 分	現金納付分	売買金額	円	納付期限	年 月 日	
		延 納 分	延納金額	円	延納期間	~ 日間	
			延納利息	円			
			延納担保金額	円 以上	担保の種類		
	分割延納分	延納利率	年 %	同提供期限			
		分割延納分	延納金額	円	延納期間	~ 日間	
			延納利息	円			
			延納担保金額	円 以上	担保の種類		
延納利率	年 %	同提供期限					
売買物件の 引渡方法		売買物件の 引渡期間(期限)	代金納付の日又は延納担保 提供の日 (概算の場合の最終期限)				
売買物件の 搬出期間(期限)	公売物件明細書の通りとする						
売買(使用) 目的の指定				施設設置等 の指定			
特約事項							

* 概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。

* 本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

売 渡 人 分任契約担当官

日光森林管理署長

買 受 人

特 約 事 項

1 販売区域について

【皆伐について】

- (1) 販売区域は赤ペンキで表示した区域であるが、小班界については区域外立木に販売区域から見て内側に向けて表示し表示木は販売木では無く、私有地界については区域内立木に外側に向けて表示し表示木は販売木であることを留意すること。
- (2) 極印を販売区域内縁木の根際に打刻してあるため、区域表示と同様に確認し伐採すること。
- (3) 区域測量杭は、販売区域の面積を計測時に設置したものであるが、入り組みが激しいところや計測が困難な場合など販売区域と一致していない場合があり、また、人や動物等により紛失する恐れがあるためを参考程度とすること。ただし、区域の復元時に使用するため、可能な限り保全に務めること。

【間伐について】

- (4) 販売立木についてはテープを巻いて表示するものとする。なお、販売区域については、赤ペンキで表示した区域であり、小班界について区域外立木に販売区域に向けて表示し、私有地界については区域内立木に外側に向けて表示したものであるが、塗布木が販売木では無いことを留意すること。
- (5) 極印を売払木の根際に打刻してあるため、テープ表示と同様に確認し伐採すること。

【共通の注意点】

- (6) 極印を打刻した伐根は保全するものとするが、作業道の作設等でやむを得ず除去する場合は、森林官に報告し了解を得てから除去すること。
- (7) 区域・テープ表示及び、極印が不明瞭な場合は森林官に報告し指示を受けること。

2 林地保全及び周辺地域の保全について

- (1) 買受者は買受箇所や表示方法を理解し作業員に伝達し、周囲の立木や、漸伐・択伐・間伐時の保存木、その他森林の保護に努め損傷しないよう対策を施さなければならない。
- (2) 搬出作業道に作設にあたっては、作業道を起因として表土の流出や林地の崩壊など下流域に影響を及ぼさないよう、地形、地質、土質等の条件を考慮し適切な排水処理、縦断勾配、切土高等で作設することとし、詳しくは「特記仕様書」に基づき作設すること。
また、作業期間中及び、作業完了後、仕様書に基づき作設されているかを森林官がチェック表で確認するので、買受者は指示を受けた内容については適切に処理すること。
- (3) 末木枝条、残材等を沢や土場等に放置することなく、流出や林地崩壊の原因にならないよう適切に処理すること。
また、伐採区域界沿い及び歩道（作業道周辺含む）等についても、伐採完了後に歩行の支障とならないよう適切に処置すること。特に、私有地含む区域外や境界沿いに放置することが無いよう処理すること。
- (4) 「官民境界標識」の毀損、亡失等のないように作業をすること。万一、毀損等があった場合は、買受人の負担で復元すること。
- (5) 事業完了する場合は、終了前の10日前には管轄する森林官等に報告し、現地確認を受けること。なお、不十分な箇所については手直しを命ずるので留意すること。

3 作業前手続きについて

- (1) 搬出道作設等の理由により、契約対象外の立木を伐採する必要がある場合は、搬出支障木として買い受けることとし、管轄する森林官等へ申し出ること。なお、調査及び販売手続きには時間を要し、搬出支障木についても支払い完了をもって引き渡しをすることとするので余裕を持って申し出ること。また、搬出支障木の調査・売払いは、1回を原則とします。
- (2) 作業着手前の10日前までには、管轄する森林官等又は署へ様式1「立木販売箇所の作業計画届」を提出し、着手前に現地説明等を受けること。
- (3) 位置図に図示する以外の国有林内で、作業道や土場、休憩所等の利用がある場合は様式2「無料利用請書」を提出し許可を受けること。

- (4) 保安林及び国立公園（県立公園）に指定されている箇所等法令関係の手続きは国で行うこととするが、書類については買受人で作成するものとし森林管理署の指示に従い作成すること。また、手続きに最低でも1ヶ月程度時間を要し、皆伐の保安林伐採協議や、国立公園協議については4ヶ月程度要する場合もあることに留意すること。

なお、買受人で手続きをすることも出来るが、その場合は、許可証等の写し（許可証が発行されないもの、又は、許可証だけでは申請内容を確認出来ない物については申請した書類の写し）を署に提出すること。

4 国有林外について

- (1) 林産物や林業機械の運搬については、運搬に使用する車両等が走行できるか現地確認の上、作業すること。また、搬出に使う公道・農道・林道・水路等は毀損の無い様に保護や表示を行うこと。
- (2) 民有地等を利用しての搬出については、買受人において所定の手続きや所有者との交渉を行うこと。また、位置図に作業道が図示してあったとしても、基本的には現状での使用の了解を得ただけの物であり、条件等の交渉は行っていない。
- (3) 公道・私道・林道等、通行や一般道上で作業する場合は、買受人において所定の手続きを行うこと。なお、道路使用許可等（道路管理者や管轄警察に申請を行うもの）については、国が買受人に変わって申請することが出来るが、買受人が書類を作成するものとし、申請相手の指示に従い作成すること。また、手続きに時間を要することに留意すること。
- (4) 民有地、公道・私道その他の使用において紛争等が起きた場合は、買受者が責任を負い解決するものとし、万が一、国に損害金が発生した場合は請求するものとする。
上記（3）の国による代理申請をしたものについても、同様と買受者が責任を負うこと。

5 安全について

- (1) 労働安全衛生法や山林火災防止等に十分留意し、緊急時の連絡体制作業を整備し作業員に周知徹底すること。万一、労働災害等が発生した場合は、速やかに該当森林官もしくは森林管理署へ連絡すること。
- (2) 林道通行者や歩道、作業地周辺を確認し、入山者が予想出来る箇所については、伐倒・搬出作業中であり立入禁止であることを示す看板を設置すること。
- (3) 狩猟期間及び猟銃による有害鳥獣駆除の実施時には、「作業中につき発砲禁止」等と標示した看板等を作業地の入口等わかりやすい箇所に掲示すると共に、目立ちやすい服装をするなど十分対策を施すこと。

6 支払いについて

買い受け物件が分収林の場合の契約代金の納入について、国の持分については基本的には国の発行する納入告知書等により納入し、分収造林・分収育林契約者（以後「分収林契約者」）の持ち分については、分収林契約者が指定する支払い方法で買受人が直接支払うこととし、支払いに係る振込手数料等は買受人が負担すること。

なお、分収林契約者の都合で支払が出来ない場合は、速やかに署に報告し指示に従うこと。

7 物件の引渡について

- (1) みなし引渡については、買受者が販売箇所の区域、その他必要な事項について理解し承諾していることを条件に認める。なお、契約書に「売買物件の引渡方法」や「売買物件の引渡期間」について記載がない場合は代金納入日をもって、みなし引渡をしたものとする。
- (2) 代金納入が確認できるまでの引渡は認められない。なお、代金納入の確認には時間を要するため、早急に引渡を希望する場合は、振込した証明（納入通知書、銀行等が発行した振込依頼書、インターネットで振込した画面等）を署に提出することとする。ただし、分収育林、分収造林等契約林については、分収林契約者に支払いした証明を必ず提出すること。

なお、証明未提出等により確認が遅れたとしても、みなし引渡日は支払日とする。

8 契約立木の棄権等について

買い受けた物件については基本的に全て伐倒及び搬出することとするが、やむを得ず作業が困難な場合は、森林官及び森林管理署と協議の上、作業方法を決定する。なお、間伐については、森林の保育的な意味合いでも実施しているため、基本的には森林官の指示に従い間伐を実施すること。

また、搬出未済の物件は国に帰属するものとし、売買代金の返納は行わない。

9 その他

(1) 入札のご案内及び、国有林野事業林産物売買契約約款、国有林野の産物売払規程を適用する。

また、関係法令を遵守し適正に作業をすること。なお、関係法令をまとめた「林業労働における安全衛生確保のための遵守事項等」を参考とすること。

(2) 各現場の作業条件等は立木公売物件明細記載事項に記載してあり、本特約事項より、各物件ごとの立木公売物件明細記載事項を優先とし遵守すること。

また、現地案内等で説明した事項についても遵守すること。なお、現地案内を受けられなかった者については、入札前に森林官及び担当に確認することとし、入札後にその内容による破棄は認められず、紛争等起きた場合においても買受者が責任を負うものとする。

(3) 契約約款、規程等、遵守事項、様式1・2等は、次のアドレスに掲載する。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/nikkou/koubai/koukoku1.html>)

特記仕様書

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整 整第656号林野庁長官通知）に基づき、地形・地質、気象条件やこれまでの関東森林管理局管内における路網施工状況等を踏まえ定めたものである。

作設する路網は間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道であり、路体は堅固に締め固めた土構造を基本に、構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置することとし、本特記仕様書により作設する。

なお、本特記仕様書に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

第1 路網

1 配置

路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下、林業機械等という）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
- ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
- ④急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
- ⑤S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

2 幅員

幅員は、3 m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

3 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

- ①カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。
- ②地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

第2 施工

1 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質

に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

2 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

3 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

4 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

第3 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

作業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、担当森林官また森林管理署に報告し、指示を受ける。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30cm毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

2 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

森林作業道作設時のチェック表

項目	確認内容	監督日と内容の適否					指示事項
		小班	小班	小班	小班	小班	
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
伐開	① 伐開幅は、幅員に応じ必要最小限の幅となっているか						
幅員	① 幅員は3mまでとなっているか						
	② 林業機械での作業の安全性や作業性は確保されているか(作業区間は0.5m程度付加されているか)						
勾配・排水	① 縦断勾配は、木材を積載した車両が安全に走行できるか						
	② 縦断勾配は、緩やかな波状で分散排水になっているか						
	③ 横断勾配は原則水平となっているか						
	④ 横断勾配を谷側にわずかに低くした場合、必要に応じ丸太等で路肩の浸食防止を行っているか						
	⑤ 下り走行のカーブの谷側は水平となっているか						
	⑥ 上記⑤のカーブでは上部の入り口付近で排水しているか						
切土	① 切土の法高は1.5m程度以内となっているか						
	② 法面勾配は直切りとなっているか(土質、切土高が高い場合は6分(岩石3分))						
盛土	① 概ね30cm程度の層ごとにバケット及び履帯で十分締め固めを行っているか						
	② 法面の勾配は、概ね1割となっているか(盛土高が2mを越える場合は1割2分)						
簡易構造物	① 構造物の設置は現地発生資材(丸太等)を活用しているか						
その他	① 土砂の流失、土石の転落防止は適切に行われているか						
	② 根株やはぎ取り表土は盛土法面の保護として活用されているか						
	③ 表土は真土と交互に概ね30cmごとの層毎にバケットで十分締め固めを行っているか						
	④ 根株は作業に支障がないよう固定されているか						
	⑤ 根株は丸ごと路体内に完全に埋没していないか						

注) 内容の適否は、適切が○、一部修正が必要なもの△、否が×を記載する。なお、△と×の場合は、必要な指示を行い、指示事項欄にその指示内容を記載する。

無 料 利 用 請 書

申請者住所
氏名(名称)
連絡先(TEL)
申請年月日 年 月 日

承 認 者
承 認 番 号 第 号
承 認 年 月 日 年 月 日

国有林野の無料利用に関し、下記条項を承諾の上請書を提出します。

記

国有林野所在地	
利 用 用 途	
国有林野面積	h a
利 用 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
利 用 者	住所： 連絡先(TEL)： 氏名又は名称：
添 付 資 料	実測図、位置図 ※国有林野管理規程(昭和36年農林省訓令第25号)第81条第1項第2号又は第3号に掲げる場合において、実測の必要がないと認められる場合は、見取図をもって実測図に代えることができる。
備 考	

条 項

- 1 利用承認を受けた国有林野(以下「利用承認地」という。)を利用目的以外の用途にこれを使用し、又は転貸をしないこと。
- 2 利用期間が満了したときは、直ちに返地届を提出するとともに日光森林管理署長の指示による跡地検査に立ち会うこと。利用期間満了前に返地しようとするとき、又は第4項第1号若しくは第2号の規定によりこの承認を取消されたときにおいても、同様とする。
- 3 利用者は利用承認地を返還するときは、日光森林管理署長の指定する期日までに自己の負担において原状に回復すること。ただし、原状に回復することが適当でないとき日光森林管理署長が認めたときは、この限りでない。
- 4 次の各号の一に該当するときは、この承認の全部又は一部を取消されても異議の申し立てをしないこと。
 - (1) この請書に定める義務を履行しないとき。
 - (2) 利用者が、国有林又はその産物に被害を与えたとき。
 - (3) 国において公用、公共用又は公益事業の用に供するため、利用承認地を必要とするとき。
- 5 利用者の責に帰する事由により、利用承認地の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又は毀損による利用承認地の損害に相当する金額を損害賠償として日光森林管理署長に納付すること。
- 6 前項に掲げる場合のほか、この請書に定める義務を履行しないため国に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として国に納付すること。
- 7 利用者は、利用承認地の利用に関連して、当該利用承認地及びその周辺において、土砂の崩壊若しくは流出又は火災等の災害により国の所有する立木その他地上物件に被害が発生又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく日光森林管理署長に届け出るものとする。
- 8 利用承認地の使用により、土砂の崩壊、流出等国土保全上支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、利用者は遅滞なく適切な措置を講じなければならない。また、これに関し日光森林管理署長の指示があったときは、それに従わなければならない。
- 9 日光森林管理署長又はその認めた者が業務の必要上、利用承認地を通行又は利用することがあってもこれを拒まないこと。

令和4年度 第2回 立木公売物件一覧表

日光森林管理署

売払番号	担当区	物件所在地	伐採種	主要樹種 (林齢)	数量		収穫面積 単位:ha	搬出期間	備考
					本数 単位:本	材積 単位:m ³			
1	餅ヶ瀬	佐野市飛駒町 字十二山国有林 162ほ1林小班	皆伐	スギ ヒノキ外 (54)	5,144	1,968.29	3.88	36ヶ月	分取育林 (契約者数31名)
2	藤原	宇都宮市福岡 字膳棚国有林 80な林小班	皆伐	ヒノキ外 (61)	2,952	1,348.54	2.57	36ヶ月	分取造林 (福岡部分林組合)
3	益子	益子町大字益子 字赤法花国有林 289ほ1林小班	皆伐	広葉樹 アカマツ外 (76)	13,248	2,486.70	14.73	36ヶ月	水源涵養保安林 分取造林 (益子町)
計					21,344	5,803.53	21.18		

現地案内日程表

売払番号	集合(案内)日時	集合場所	案内者
1	令和4年11月16日(水) 午前10時00分	群馬県みどり市東町草木86 道の駅 富弘美術館(西側駐車場)	餅ヶ瀬森林事務所 TEL:090-8586-1241
2	現地案内は開催しない	希望する方は森林事務所に連絡して 直接案内を受けてください。	藤原森林事務所 TEL:0288-77-0482
3	現地案内は開催しない	希望する方は森林事務所に連絡して 直接案内を受けてください。	益子森林事務所 TEL:0285-72-3109

現地案内日程表

売払番号	集合(案内)日時	集合場所	案内者
1	令和4年11月16日(水) 午前10時00分	群馬県みどり市東町草木86 道の駅 富弘美術館(西側駐車場)	餅ヶ瀬森林事務所 TEL:090-8586-1241



立木公売物件明細書

売 払 番 号 : 第1号

1 物件所在地 : 佐野市飛駒町字十二山国有林 162ほ1林小班

2 面 積 : 3.88ha 3 伐 採 種 : 皆伐

4 搬 出 期 限 : 36ヶ月

用材区分	樹 種	本 数	材 積	備 考
一 般 材 N	スギ	1,011本	635.51m ³	
	ヒノキ	2,345本	853.40m ³	
	モミ	6本	5.06m ³	
	一般材N計	3,362本	1,493.97m ³	
一 般 材 L	クリ	1本	0.85m ³	
	ホオノキ	4本	2.14m ³	
	一般L計	5本	2.99m ³	
低 質 材 N	スギ	374本	173.60m ³	
	ヒノキ	803本	193.61m ³	
	アカマツ	1本	1.18m ³	
	モミ	6本	0.43m ³	
	低質材N計	1,184本	368.82m ³	
低 質 材 L	他L	593本	102.51m ³	
	低質材L計	593本	102.51m ³	
合 計		5,144本	1,968.29m ³	径級については、樹種別直径等内訳書のとおり
特 記 事 項 等	分収育林契約林(31名) 水源かん養保安林(伐採については協議済み。形質変更は未協議) 林道については、登山者が多いので作業に注意すること。 獣害資材(ワイルドネット)設置済み。管理署で撤去を行うが、2ヶ月程度時間を要することに留意し早めに森林事務所に申し出ること。			

メモ				
入札枚数	順位	入札者氏名	金額	備考・落否
	3番札			
	2番札			
	1番札			

樹種別直径明細書

(毎木調査)

1 / 2

売払番号	林 小 班	林 齢	面 積	伐採種							
1	162ほ1	60	3.88ha	皆伐							
樹 種	スギ				樹 種	ヒノキ					
用材区分	径 級	樹 高	本 数	材 積 (m ³)	用材区分	径 級	樹 高	本 数	材 積 (m ³)		
一般材	16	15	20	3.20	一般材	16	13	57	7.41		
	18	17	32	7.04		18	14	217	39.06		
	20	17	81	21.87		20	16	371	92.75		
	22	17	120	38.40		22	16	480	144.00		
	24	18	159	63.60		24	17	454	172.52		
	26	20	148	76.96		26	17	361	155.23		
	28	21	101	62.62		28	18	213	112.89		
	30	22	97	71.78		30	18	114	68.40		
	32	23	75	64.50		32	19	43	30.96		
	34	24	56	56.00		34	19	23	18.17		
	36	26	40	48.00		36	20	8	7.52		
	38	26	39	51.48		38	18	1	0.89		
	40	26	20	29.00		38	20	1	1.02		
	42	26	10	15.70		40	20	1	1.12		
	44	27	8	14.16		42	23	1	1.46		
	46	24	1	1.71							
	46	27	1	1.92							
48	28	1	2.15								
50	29	1	2.39								
56	30	1	3.03								
小 計			1,011	635.51	小 計			2,345	853.40		
低質材	8~ 42	6~ 26	374	173.60	低質材	6~ 34	5~ 19	803	193.61		
樹 種 計				1,385	809.11	樹 種 計				3,148	1,047.01
樹 種	アカマツ				樹 種	モミ					
用材区分	径 級	樹 高	本 数	材 積 (m ³)	用材区分	径 級	樹 高	本 数	材 積 (m ³)		
一般材					一般材	16	12	1	0.13		
						18	13	1	0.18		
						32	18	1	0.73		
						40	20	1	1.22		
						42	21	2	2.80		
小 計					小 計			6	5.06		
低質材	42~	19~	1	1.18	低質材	6~ 22	5~ 12	6	0.43		
樹 種 計				1	1.18	樹 種 計				12	5.49

樹種別直径明細書

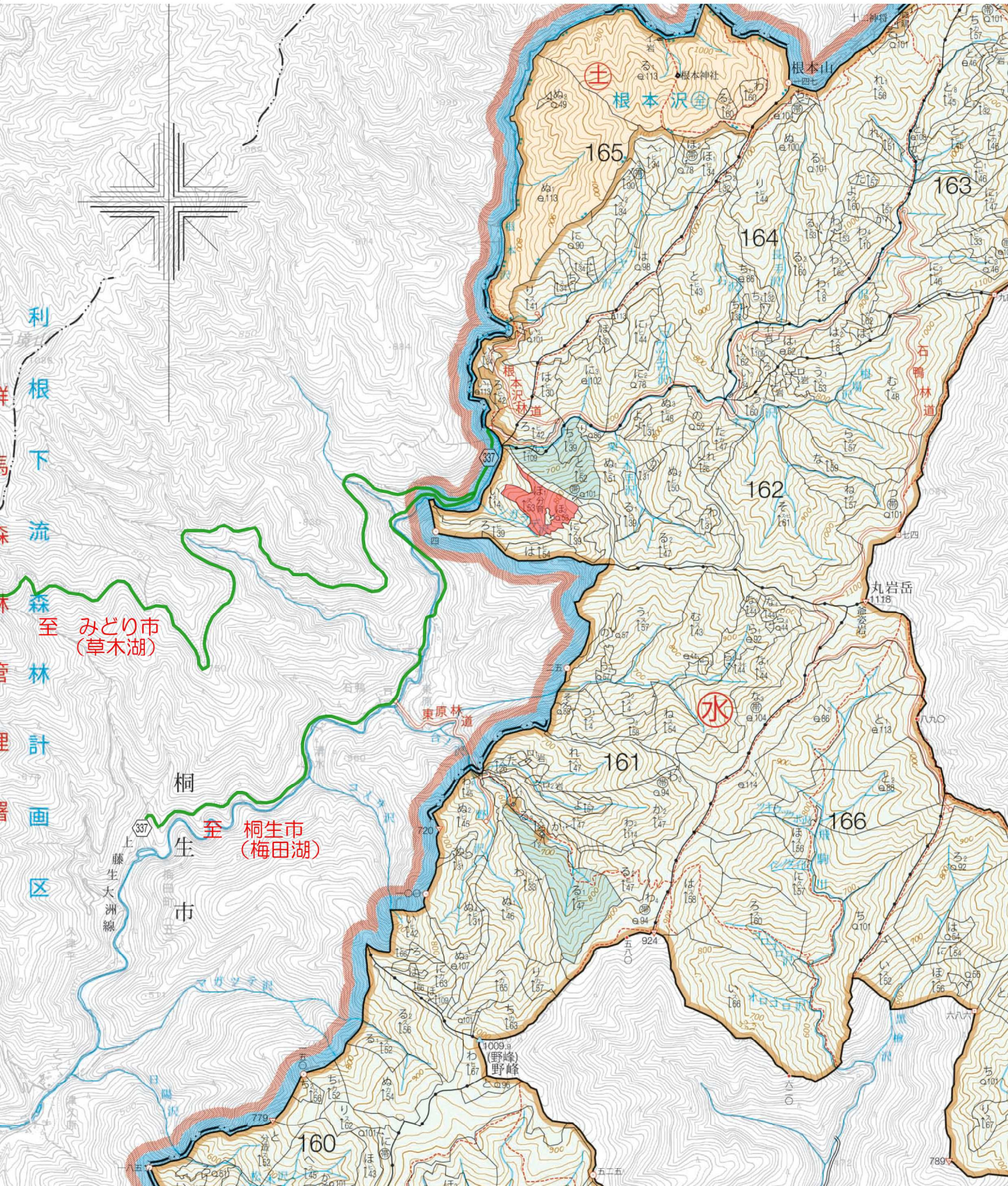
(毎木調査)

2 / 2

売払番号	林 小 班	林 齢	面 積	伐採種							
1	162ほ1	60	3.88ha	皆伐							
樹 種	ク			樹 種	ホオノキ						
用材区分	径 級	樹 高	本 数	材 積 (m ³)	用材区分	径 級	樹 高	本 数	材 積 (m ³)		
一般材	36	19	1	0.85	一般材	26	16	1	0.38		
						30	17	1	0.54		
						32	17	2	1.22		
樹 種 計				1	0.85	樹 種 計				4	2.14
樹 種	その他広葉樹				樹 種						
用材区分	径 級	樹 高	本 数	材 積 (m ³)	用材区分	径 級	樹 高	本 数	材 積 (m ³)		
低質材	6~	8~	593	102.51	低質材						
	52	25									
樹 種 計				593	102.51	樹 種 計					
162ほ1 (毎木) 計					用材区分	樹 種	本 数	材 積 (m ³)			
					一般材	N	3,362	1,493.97			
						L	5	2.99			
					低質材	N	1,184	368.82			
						L	593	102.51			
					合計	N	4,546	1,862.79			
L	598	105.50									
計		5,144	1,968.29								

売払物件所在地位置図

売払番号	物件所在地	収穫面積 単位:ha	材積 単位:m ³	伐採種
1	佐野市飛駒町字十二山国有林 162ほ1林小班	3.88	1,968.29	皆伐



売払物件位置図

令和4年度 第2回 売払番号1

面積:3.88ha

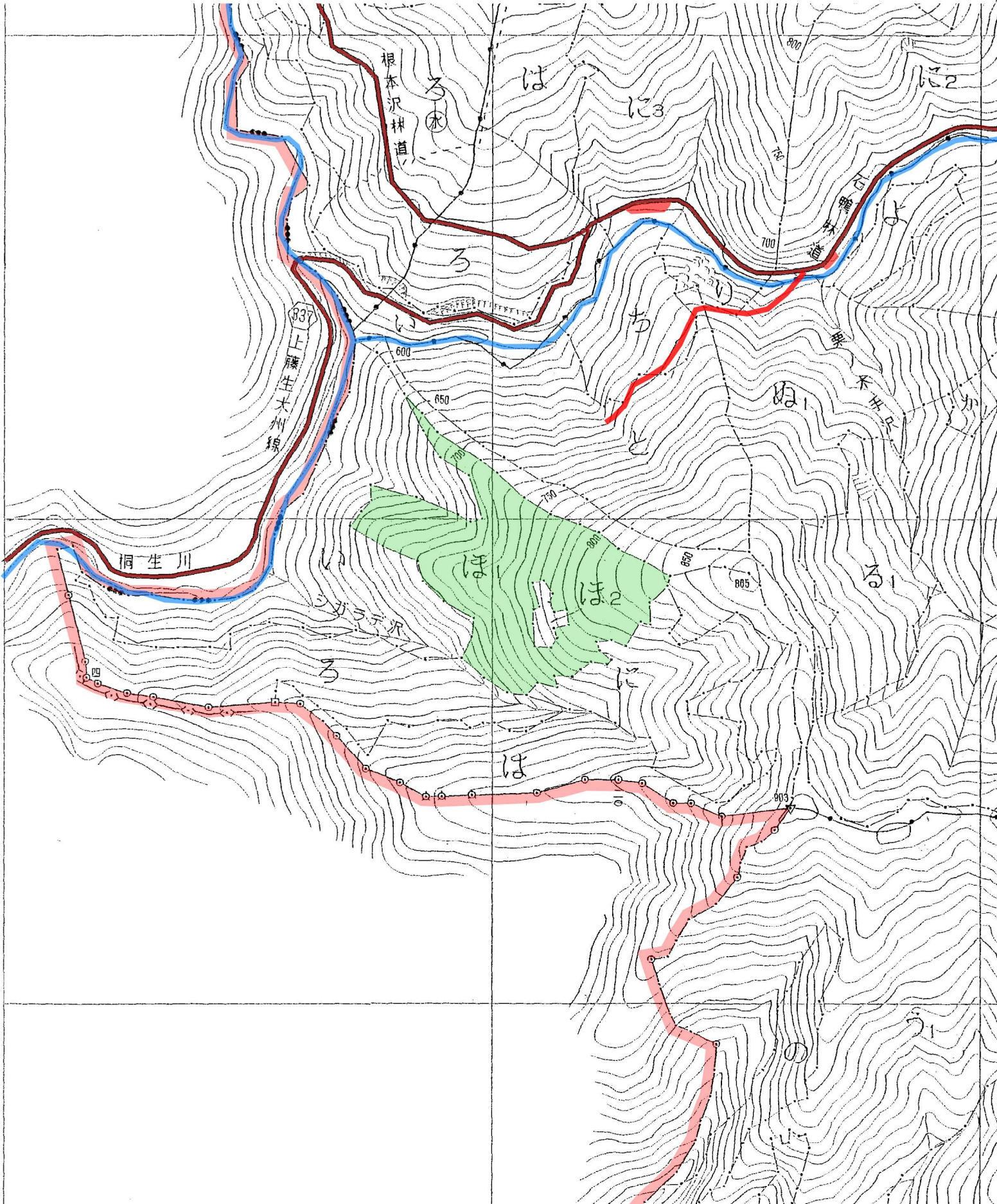
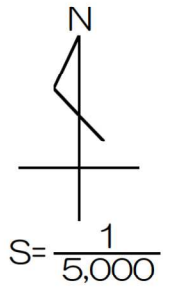
材積:1,968.29m³

伐採種:皆伐

林齢:54

代表樹種:スギ・ヒノキ外

物件所在地:佐野市飛駒町字十二山国有林 162ほ1林小班



売払物件位置図

令和4年度 第2回 売払番号1

面積:3.88ha

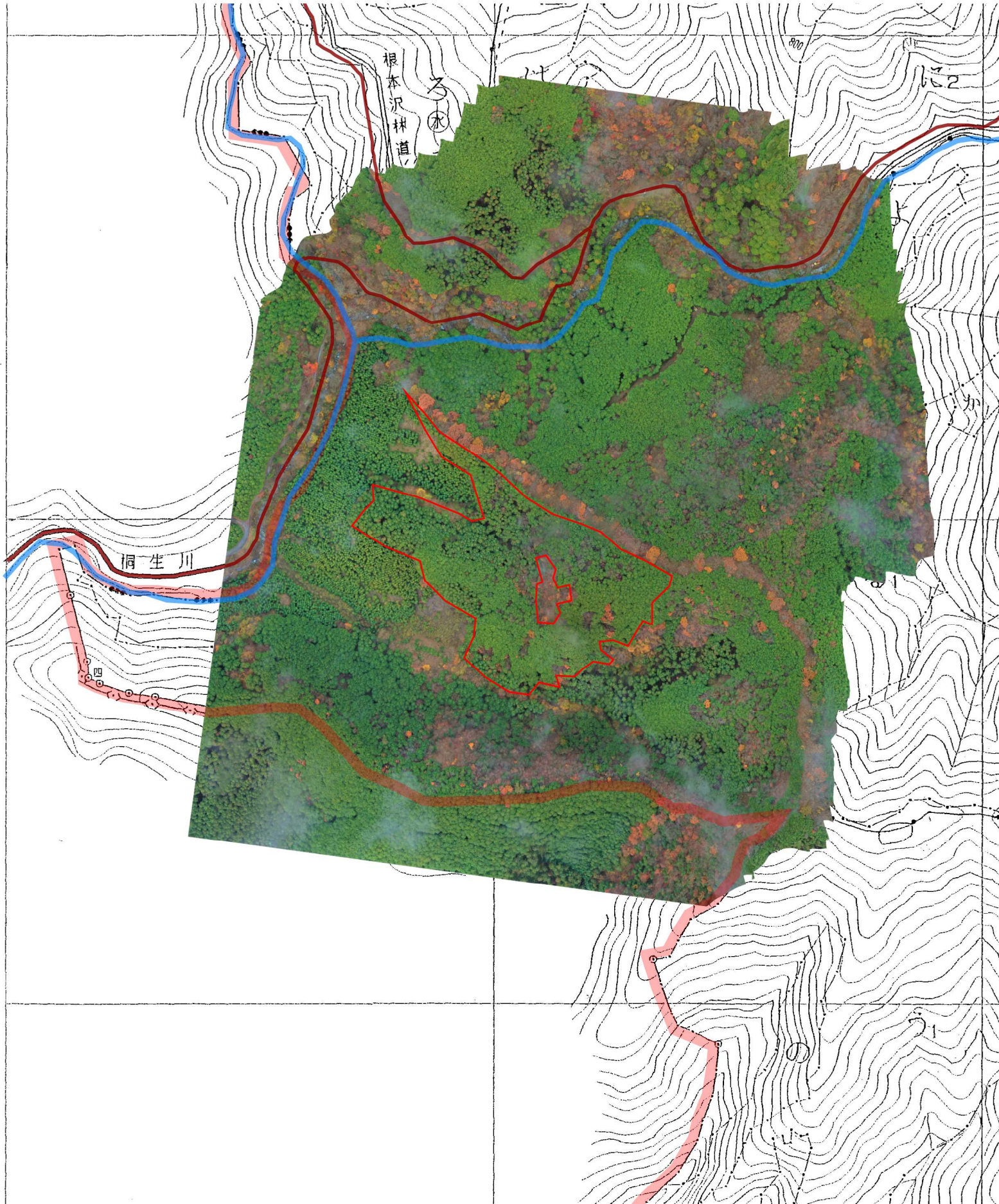
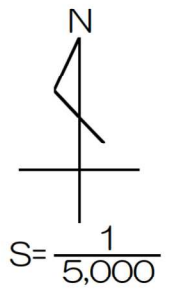
材積:1,968.29m³

伐採種:皆伐

林齢:54

代表樹種:スギ・ヒノキ外

物件所在地:佐野市飛駒町字十二山国有林 162ほ1林小班



売払物件位置図

令和4年度 第2回 売払番号1

面積:3.88ha

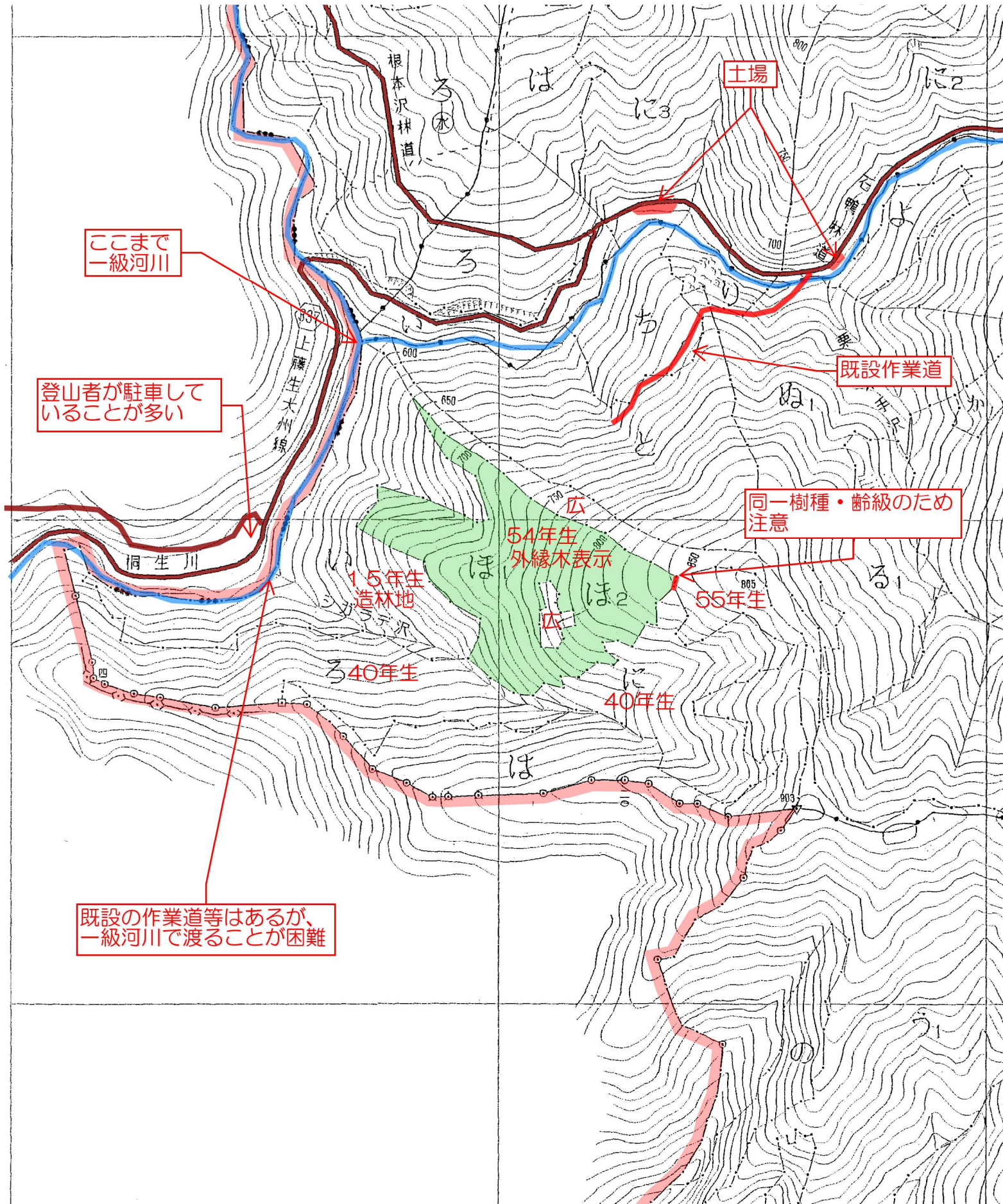
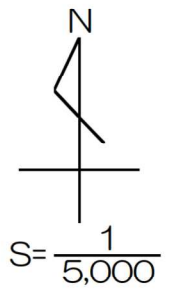
材積:1,968.29m³

伐採種:皆伐

林齢:54

代表樹種:スギ・ヒノキ外

物件所在地:佐野市飛駒町字十二山国有林 162ほ1林小班



立木公売物件明細書

売 払 番 号 : 第2号

1 物件所在地 : 宇都宮市福岡字膳棚国有林80な林小班

2 面 積 : 2.57ha 3 伐 採 種 : 皆伐

4 搬 出 期 限 : 36ヶ月

用材区分	樹 種	本 数	材 積	備 考
一般材N	ヒノキ	2,289本	1,137.56m ³	
	一般材N計	2,289本	1,137.56m ³	
低質材N	ヒノキ	565本	193.37m ³	
	低質材N計	565本	193.37m ³	
低質材L	他L	98本	17.61m ³	
	低質材L計	98本	17.61m ³	
合 計		2,952本	1,348.54m ³	径級については、樹種別直径等内訳書のとおり
特記事項等	分収造林契約林(福岡部分林組合) 登山者が多く、当該地には貸付地の歩道が縦断しているため、安全対策を施すこととし伐採には注意を払うこと。また、歩道を横断する場合は、森林官と協議すること。			

メモ				
入札枚数	順位	入札者氏名	金額	備考・落否
	3番札			
	2番札			
	1番札			

樹種別直径明細書

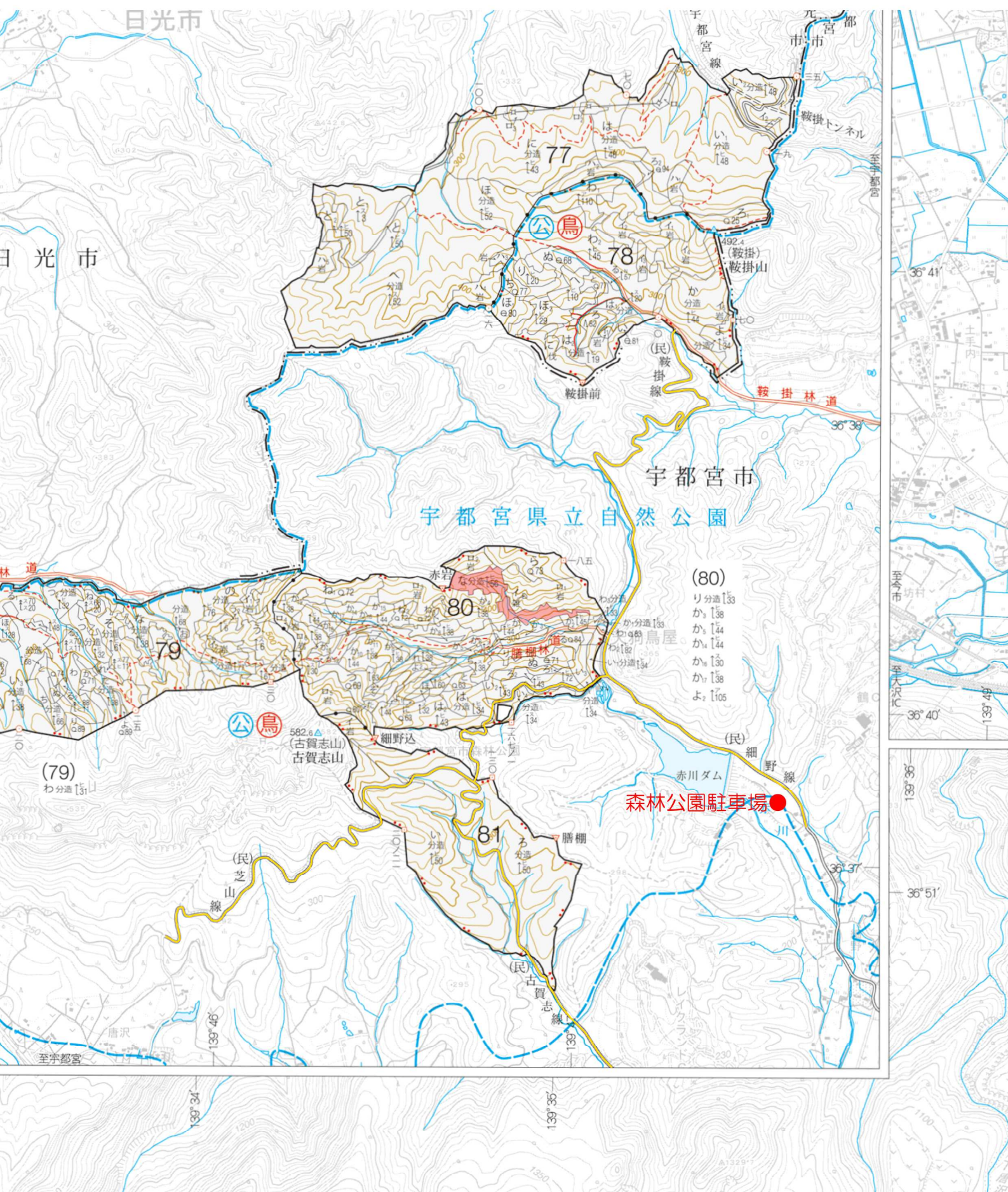
(毎木調査)

1 / 1

売払番号	林 小 班	林 齢	面 積	伐採種					
2	80な	61	2.57ha	皆伐					
樹 種	ヒノキ				樹 種	その他広葉樹			
用材区分	径 級	樹 高	本 数	材積(m ³)	用材区分	径 級	樹 高	本 数	材積(m ³)
一般材	12	10	12	0.72	一般材				
	14	13	38	3.80					
	16	16	94	15.98					
	18	18	138	31.74					
	20	18	249	72.21					
	22	19	272	100.64					
	24	19	329	141.47					
	26	19	327	160.23					
	28	19	252	141.12					
	30	19	219	137.97					
	32	20	145	111.65					
	34	20	87	73.95					
	36	20	59	55.46					
	38	21	32	34.88					
	40	22	16	20.32					
	42	20	3	3.63					
	42	26	1	1.73					
	42	30	1	2.10					
	44	22	4	5.96					
	46	19	3	3.93					
46	24	1	1.81						
48	24	1	1.94						
48	25	1	2.05						
48	27	1	2.28						
50	27	1	2.44						
50	28	1	2.56						
52	25	1	2.35						
54	26	1	2.64						
	小 計		2,289	1,137.56		小 計			
低質材	10~ 48	7~ 23	565	193.37	低質材	8~ 38	6~ 17	98	17.61
樹 種 計			2,854	1,330.93	樹 種 計			98	17.61
80な (毎木) 計					用材区分	樹 種	本 数	材積(m ³)	
					一般材	N	2,289	1,137.56	
					低質材	N	565	193.37	
						L	98	17.61	
					合計	N	2,854	1,330.93	
L	98	17.61							
					計		2,952	1,348.54	

売払物件所在地位置図

売払 番号	物件所在地	収穫 面積 単位:ha	材積 単位:m ³	伐採種
2	宇都宮市福岡字膳棚国有林 80な林小班	2.57	1,348.54	皆伐



売払物件位置図

令和4年度 第2回 売払番号2

面積:2.57ha

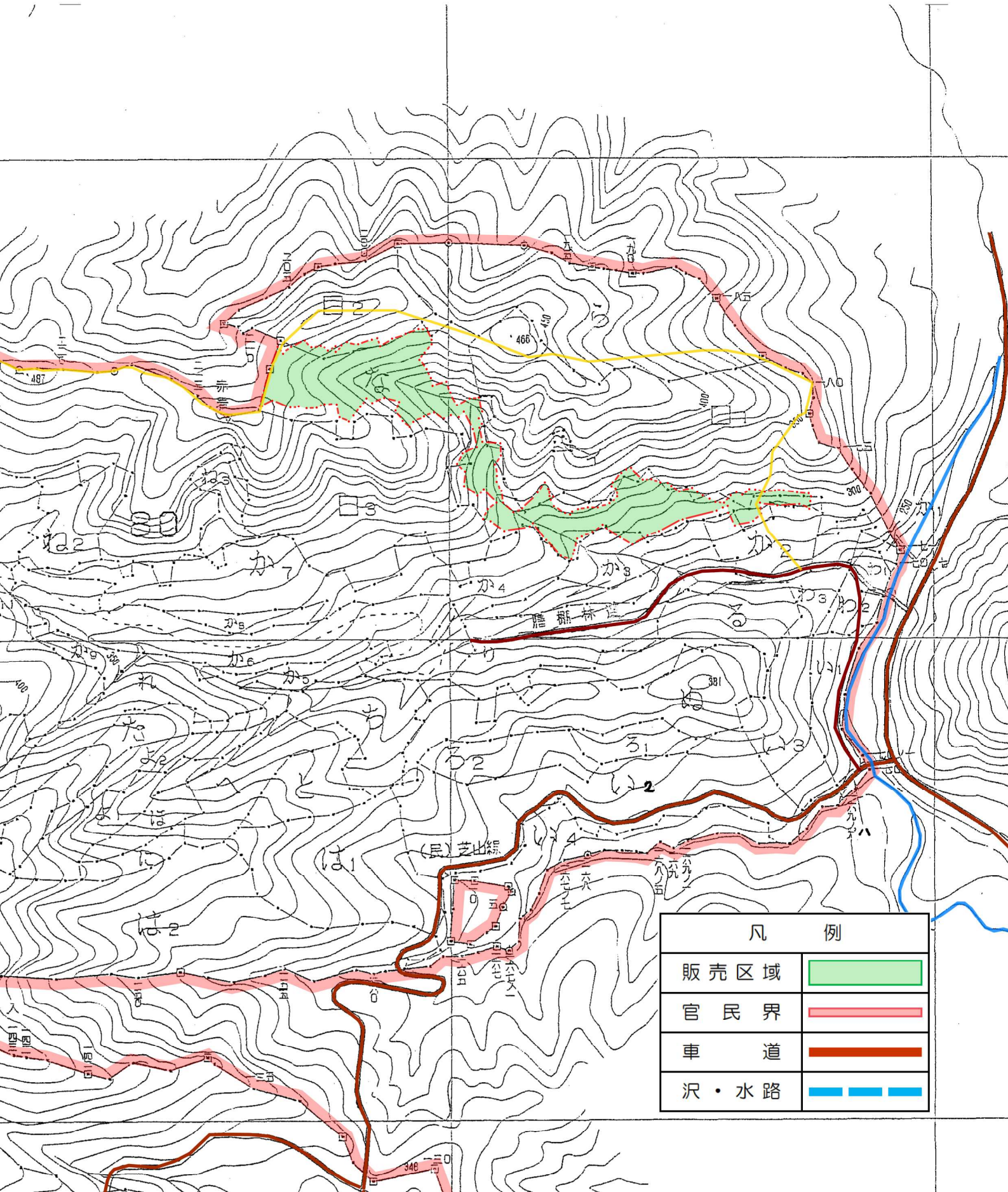
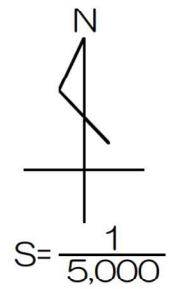
材積:1,348.54m³

伐採種:皆伐

林齢:61

代表樹種:ヒノキ外

売払場所:宇都宮市福岡字膳棚国有林 80な林小班



凡 例	
販売区域	
官民界	
車 道	
沢・水路	

売払物件位置図

令和4年度 第2回 売払番号2

面積:2.57ha

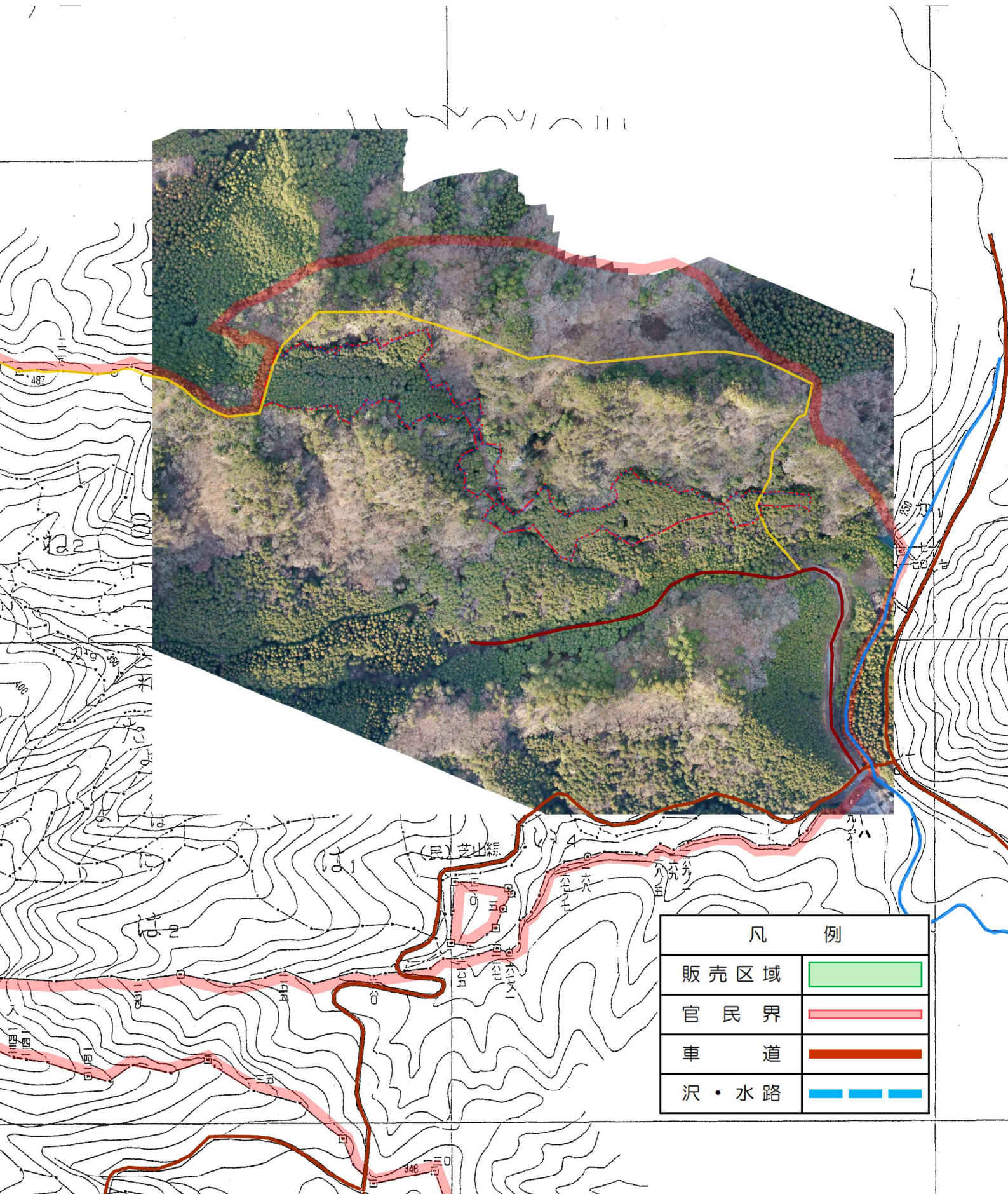
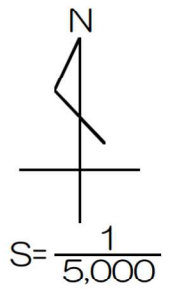
材積:1,348.54m³

伐採種:皆伐

林齢:61

代表樹種:ヒノキ外

売払場所:宇都宮市福岡字膳棚国有林 80な林小班



凡 例	
販売区域	
官民界	
車 道	
沢・水路	

売払物件位置図

令和4年度 第2回 売払番号2

面積:2.57ha

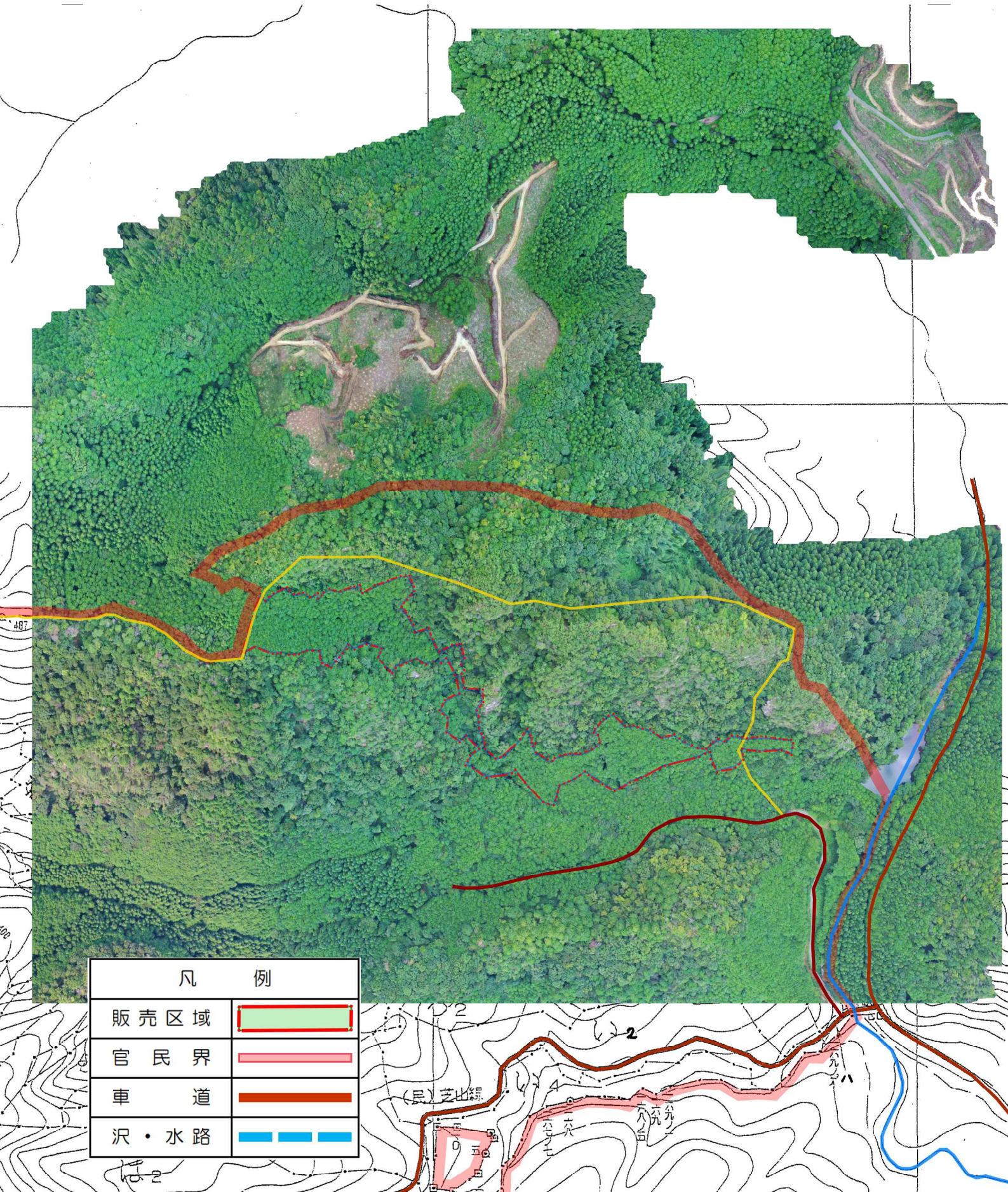
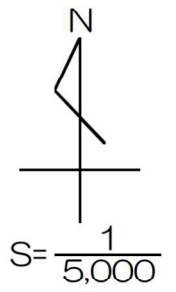
材積:1,348.54m³

伐採種:皆伐

林齢:61

代表樹種:ヒノキ外

売払場所:宇都宮市福岡字膳棚国有林 80な林小班



凡 例	
販売区域	
官民界	
車道	
沢・水路	

売払物件位置図

令和4年度 第2回 売払番号2

面積:2.57ha

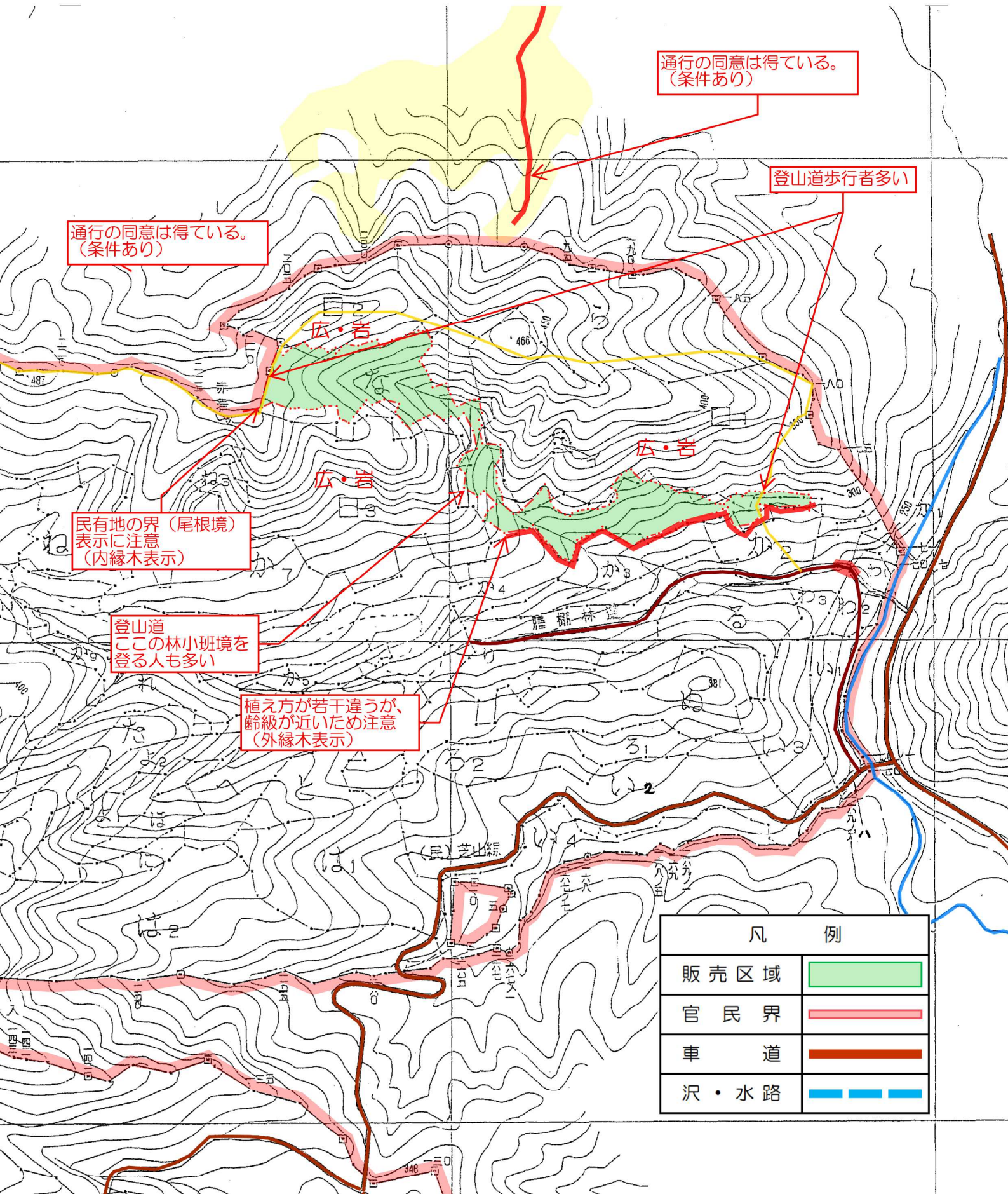
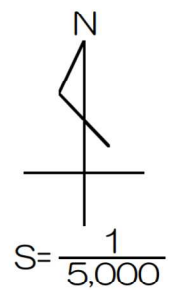
材積:1,348.54m³

伐採種:皆伐

林齢:61

代表樹種:ヒノキ外

売払場所:宇都宮市福岡字膳棚国有林 80な林小班



立木公売物件明細書

売 払 番 号 : 第3号

1 物件所在地 : 芳賀郡益子町大字益子字赤法花国有林 289ほ林小班

2 面 積 : 14.73ha 3 伐 採 種 : 皆伐

4 搬 出 期 限 : 36ヶ月

用材区分	樹 種	本 数	材 積	備 考
低質材N	スギ	92本	13.35m ³	
	ヒノキ	460本	129.35m ³	
	アカマツ	1,012本	442.38m ³	
	低質材N計	1,564本	585.08m ³	
低質材L	他L	11,684本	1,901.62m ³	
	低質材L計	11,684本	1,901.62m ³	
合 計		13,248本	2,486.70m ³	径級については、樹種別直径等内訳書のとおり
特記事項等	<p>水源かん養保安林(伐採協議・作業道等形質変更未協議)。なお、皆伐の伐採協議については、2月、6月、9月、12月のみの受付であり、また、益子町での伐採限度面積の関係で許可が得られないことも有り得ることに留意し、事業時期については早めに署と打ち合わせを行うこと。</p> <p>分収造林契約林(益子町長)</p> <p>調査数量は、標準地調査法により調査をしておりますので、数量及び材積については、標準地調査した物を面積比例(標準地数量×(対象面積÷標準地面積))した目安数量となります。現物熟覧により入札をお願いします。</p>			

メモ				
入札枚数	順位	入札者氏名	金額	備考・落否
	3番札			
	2番札			
	1番札			

樹種別直径明細書

(標準地調査)

売払番号	林小班	林齢	面積	伐採種
3	289ほ	76	14.73ha	皆伐

[換算対象面積 14.73ha] = 換算係数 46.031
 [標準地面積 0.32ha]

1 / 1

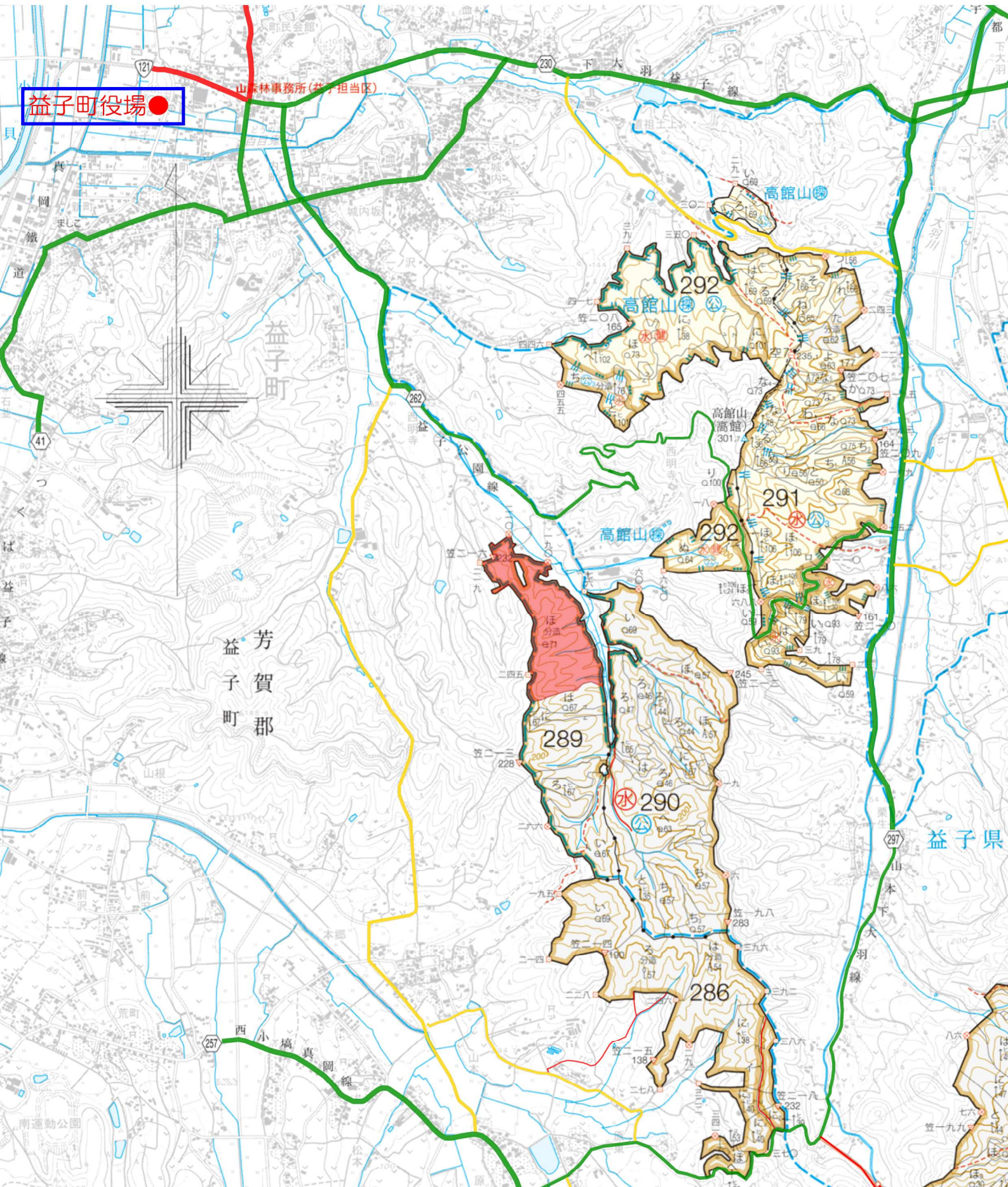
樹種 スギ					樹種 ヒノキ								
用材区分	径級	樹高	標準地数量		換算数量		用材区分	径級	樹高	標準地数量		換算数量	
			本数	材積(m³)	本数	材積(m³)				本数	材積(m³)	本数	材積(m³)
低質材	14~ 18	10~ 16	2	0.29	92	13.35	低質材	10~ 32	7~ 18	10	2.81	460	129.35
樹種計			2	0.29	92	13.35	樹種計			10	2.81	460	129.35

樹種 アカマツ					樹種 その他広葉樹								
用材区分	径級	樹高	標準地数量		換算数量		用材区分	径級	樹高	標準地数量		換算数量	
			本数	材積(m³)	本数	材積(m³)				本数	材積(m³)	本数	材積(m³)
低質材	12~ 42	6~ 20	22	9.61	1,012	442.38	低質材	10以下		95	1.97	4,370	90.70
						12~ 20			91	8.15	4,186	375.16	
						22~ 30			42	12.49	1,932	574.96	
						32~ 46			26	18.70	1,196	860.80	
						計			254	41.31	11,684	1,901.62	
樹種計			22	9.61	1,012	442.38	樹種計			254	41.31	11,684	1,901.62

	用材区分	樹種	標準地数量		換算数量	
			本数	材積(m³)	本数	材積(m³)
289ほ (標準地) 計	低質材	N	34	12.71	1,564	585.08
		L	254	41.31	11,684	1,901.62
	合計	N	34	12.71	1,564	585.08
		L	254	41.31	11,684	1,901.62
	計		288	54.02	13,248	2,486.70

売払物件所在地位置図

売払番号	物件所在地	収穫面積 単位:ha	材積 単位:m ³	伐採種
3	益子町大字益子字赤法花国有林 289ほ林小班	14.73	2,486.70	皆伐



売払物件位置図

令和4年度 第2回 売払番号3

面積:14.73ha

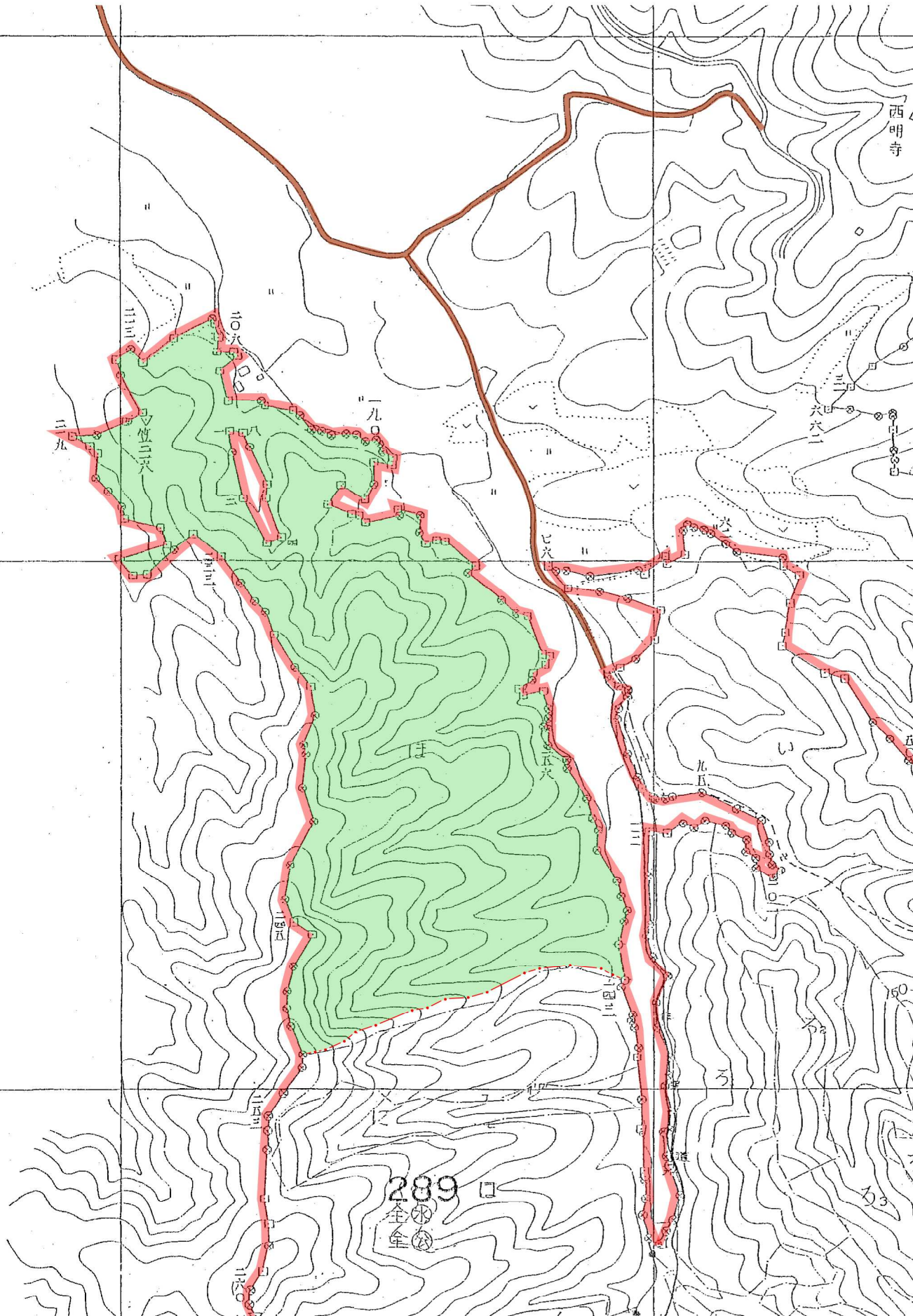
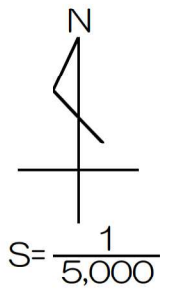
材積:2,486.70m³

伐採種:皆伐

林齢:76

代表樹種:広葉樹・アカマツ外

売払場所:益子町大字益子字赤法花国有林 289ほ林小班



売払物件位置図

令和4年度 第2回 売払番号3

面積:14.73ha

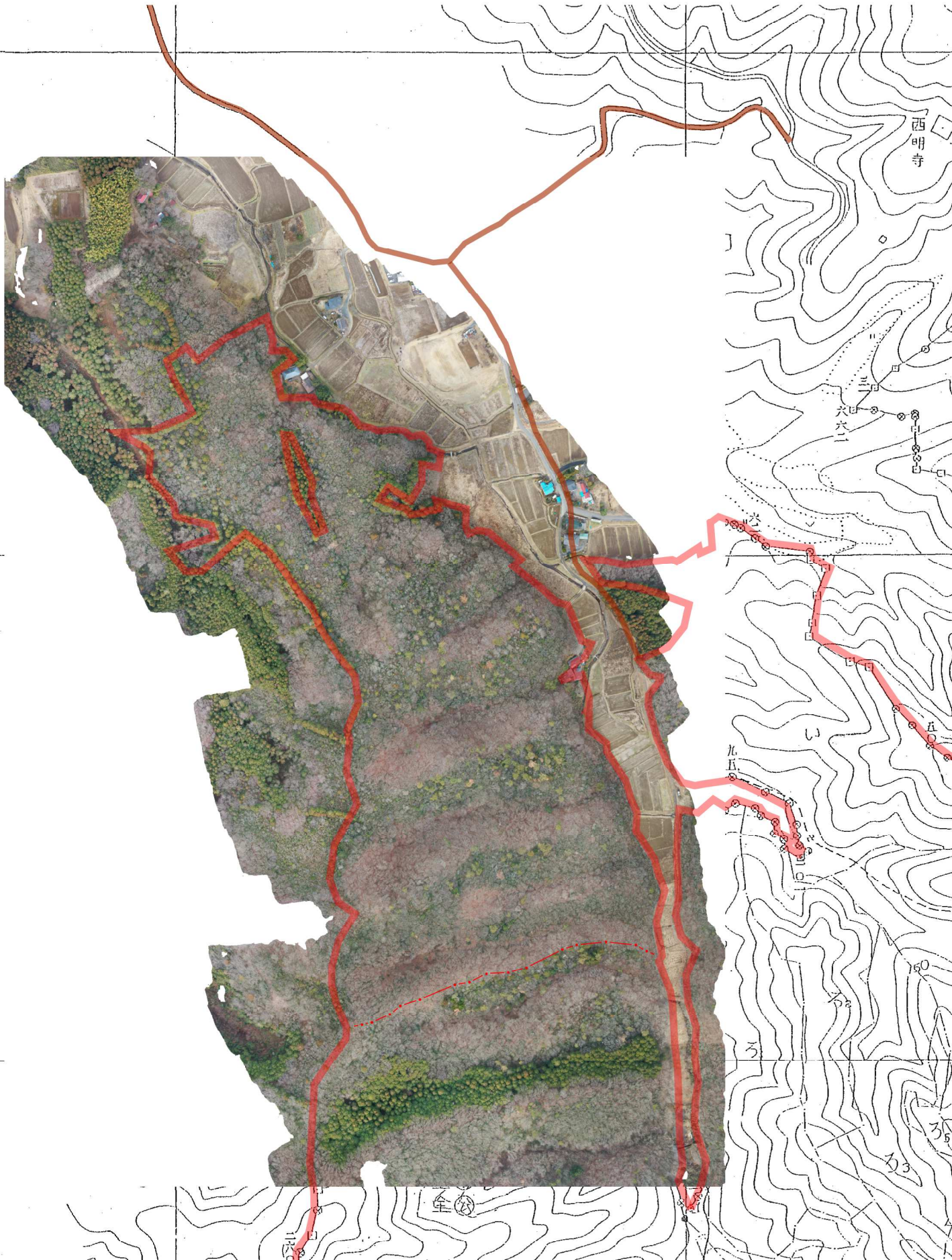
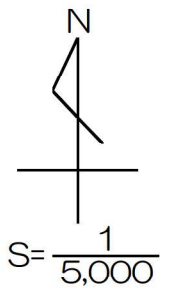
材積:2,486.70m³

伐採種:皆伐

林齢:76

代表樹種:広葉樹・アカマツ外

売払場所:益子町大字益子字赤法花国有林 289ほ林小班



売払物件位置図

令和4年度 第2回 売払番号3

面積:14.73ha

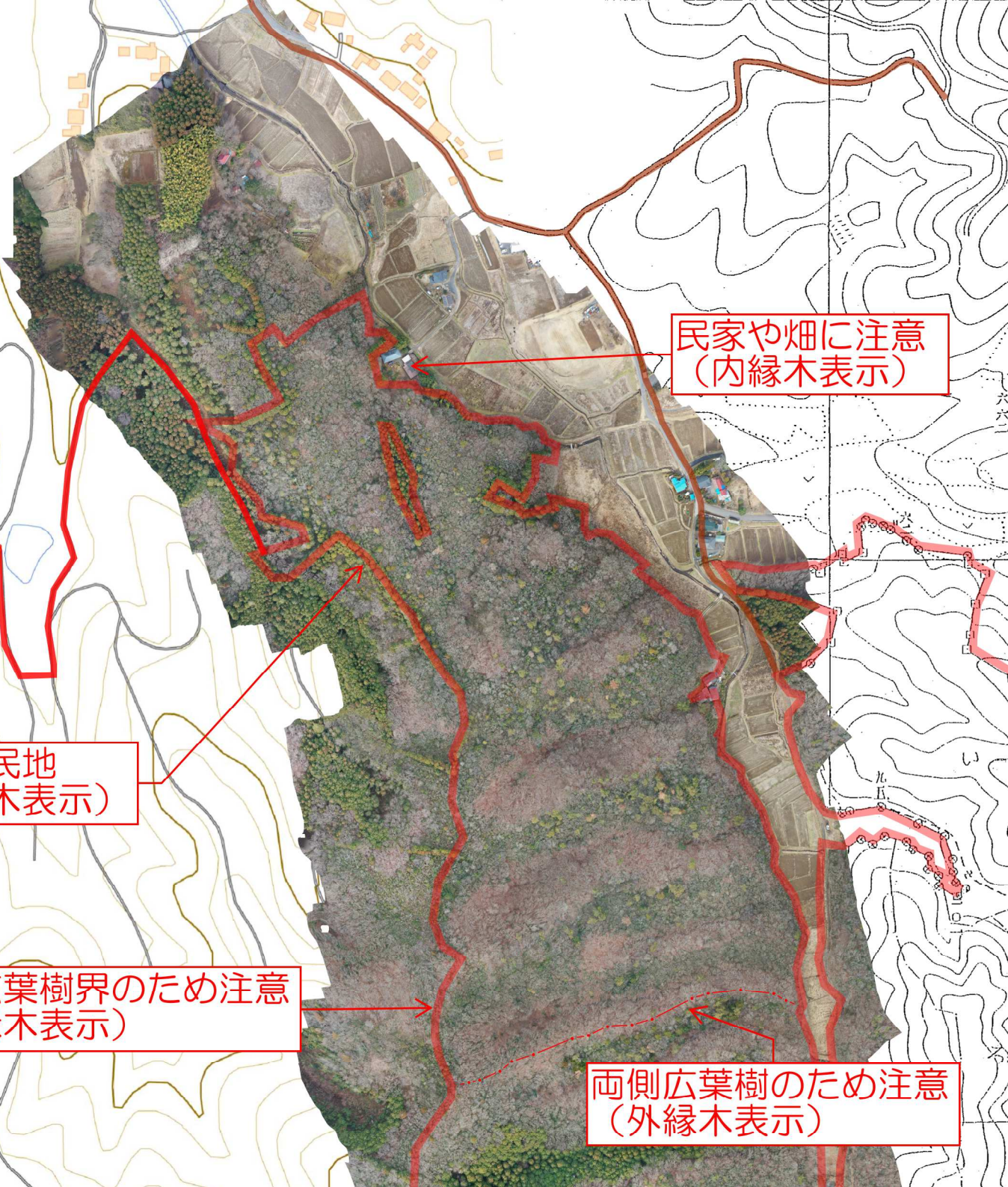
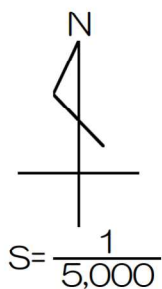
材積:2,486.70m³

伐採種:皆伐

林齢:76

代表樹種:広葉樹・アカマツ外

売払場所:益子町大字益子字赤法花国有林 289ほ林小班



民家や畑に注意
(内縁木表示)

スギは民地
(内縁木表示)

土場及び作業道の使用の
内諾は獲ている
(条件あり)

両側広葉樹界のため注意
(内縁木表示)

両側広葉樹のため注意
(外縁木表示)

地理院地図

GSI Maps



国民の森林・国有林